

# 令和3年度 既存住宅エネルギー自立化補助金 申請要領

## 1 制度の目的

本補助金は、太陽光発電システム及び蓄電システムの普及を支援することにより、県内における住宅のエネルギー自立化を促進することを目的としています。

## 2 補助対象者

補助金の交付対象となる者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 長野県内に居住する者
- (2) 県税の滞納がない者
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 補助対象経費・補助額

補助対象経費は、自己の居住する既存住宅<sup>※1</sup>において、信州の屋根ソーラー認定事業者<sup>※2</sup>との販売、施工等の契約により行う太陽光発電設備等の新規設置（増設、更新は除く。）に必要な経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）で、補助額、要件等は下表のとおりです。

- ※1）住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅に該当しない住宅  
 ※2）信州の屋根ソーラー事業者認定制度実施要領第5条第1項による認定を受けた事業者

★認定事業者は県のホームページで確認できます。

URL: [https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/yanesolar\\_nintei.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/yanesolar_nintei.html)

設置する設備	補助額（上限）	要件など
太陽光発電システム +蓄電システム	20万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄電システムは、同時に設置する太陽光発電システムと組み合わせて使用するものであること。</li> <li>・太陽光発電システムについては、住宅の屋根上に設置するものであること。（やむを得ない理由により屋根上への設置が難しい場合はご相談ください。）</li> <li>・発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅において使用するものであること。</li> </ul>
蓄電システムのみ	15万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設置の太陽光発電設備と組み合わせて使用するものであること。</li> </ul>

※グループパワーチョイス（共同購入）で購入した場合は補助の対象外となります。

### <仕様上の要件>

太陽光発電システム	(1) 定格出力が10キロワット未満のもの
蓄電池システム	(1) 蓄電容量が4キロワット時以上であるもの (2) 国が行うネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の対象製品
共通	(1) 法令、条例等に適合しているもの (2) 未使用品であるもの

#### 4 申請・報告等の手続

申請書類等は、居住地を管轄する地域振興局の担当課へ、郵送又は持参により2部を提出してください。（4ページに地域振興局の住所等を掲載しています。）

紛失等を防ぐため、封筒には「既存住宅エネルギー自立化補助金申請書類 在中」と記入してください。

手続の種類	手続を行うとき	提出書類	備考
① 交付申請	補助事業を実施しようとするとき	<b><u>交付申請書（様式第1号）</u></b> <b>【添付書類】</b> (1) 交付申請書別紙仕様書 (2) 事業費の根拠がわかる資料 (3) 補助対象設備設置箇所における設備設置前の状況が確認できる写真 (4) 県税の納税証明書（未納のない証明） (5) 住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの） (6) 環境省の実施する「うちエコ診断（WEB版に限る）」の診断結果 (7) 住宅の屋根上に太陽光発電設備を設置できない場合は、その理由書	(4)・(5)は証明日が申請日以前3箇月以内のものであること
② 事業計画変更申請	補助事業の内容を変更しようとするとき	<b><u>事業計画変更承認（及び補助金変更交付）申請書（様式第2号）</u></b> 変更後の交付申請書別紙仕様書を添付	変更、中止（廃止）の場合や、予定の期間内に事業が完了しないおそれがある場合は、速やかにゼロカーボン推進室へ相談してください。
③ 事業計画中止（廃止）承認申請	補助事業を中止又は廃止しようとするとき	<b><u>事業計画中止（廃止）承認申請書（様式第3号）</u></b>	
④ 事業計画遅延等報告	補助事業が予定の期間内に完了しないとき	<b><u>事業計画遅延等報告書（様式第4号）</u></b>	
⑤ 繰越承認申請	事業を翌年度に繰り越す必要がある場合 ※交付決定と合わせて既に繰越しが承認されている場合を除く。	<b><u>繰越承認申請書（様式第5号）</u></b> （ご注意） 半導体部品の不足による大幅な納期遅延など、真にやむを得ない理由がある場合のみ繰越しが認められます。	<b>【提出期限】</b> 令和4年 2月28日(月) 必着

<p>⑥実績報告 (補助金の 交付請求)</p>	<p>補助事業が完了 したとき</p>	<p><b>事業実績報告書兼補助金交付請求書</b> <b>(様式第6号)</b></p> <p><b>【添付書類】</b></p> <p>(1) 実績報告書別紙仕様書</p> <p>(2) 補助対象設備の設置に要した費用と その内訳が分かる書類 (請求書等)</p> <p>(3) 補助対象設備の設置状況が確認でき る写真</p> <p>(4) 補助対象設備が未使用品であること が分かる保証書等の写し ※メーカー保証書等の発行に期間を要 する場合等は、補助事業に係る契約を締 結した認定事業者が、補助対象設備が未 使用品であることを証する書面を作成 し添付することにより、これに代えるこ とができる。</p> <p>(5) 設置した設備の型番が分かる資料 (写真、保証書、請求書等)</p> <p>(6) 信州の屋根ソーラー認定事業者との 契約状況が分かる書類</p>	<p><b>【提出期限】</b></p> <p>令和4年 2月28日(月) 必着</p> <p>(5)は、(2)~(4) の書類で確認で きれば不要</p> <p>(6)は、(2)の書類 で確認できれば 不要</p>
----------------------------------	-------------------------	--	--

## 5 留意事項

### ○補助対象について

- ・太陽光発電システム単体の設置は、補助対象となりません
- ・グループパワーチョイス (共同購入) で購入したものは補助対象となりません

### ○事業の実施時期について

- ・補助対象事業は、補助金の交付決定日以降に着手し、原則として当該年度の2月末日までに完了するものであることが必要です。  
なお、ここでいう「着手」とは、対象設備を実際に取り付けることだけでなく、対象設備の購入や取付等の申込みをすることも該当する場合がありますので十分注意してください。

### ○交付申請から交付決定までの期間について

- ・提出された交付申請書が適正であり、必要な添付書類が揃っていることが確認できてから、概ね1か月以内に交付決定の通知を送付します。(審査の結果、補助要件を満たさない場合は、不交付決定の通知を送付します。)

○**交付申請書・実績報告書に添付する写真について**

交付申請又は実績報告の際に添付していただく写真は、下表に示す番号の見本を参考に、補助対象設備の設置前・設置後の状況が確認できるように撮影してください。

	太陽光発電システム・蓄電システムの同時設置	蓄電システムのための設置
<b>交付申請</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根上に太陽光発電システムが<b>載っていない</b>ことが確認できる写真【見本①】</li> <li>・蓄電システム設置予定場所の写真【見本②】</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;上記2点を両方添付&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根上に太陽光発電システムが<b>載っている</b>ことが確認できる写真【見本③】</li> <li>・蓄電システム設置予定場所の写真【見本②】</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;上記2点を両方添付&gt;</p>
<b>実績報告</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根上に太陽光が<b>載っている</b>ことが確認できる写真【見本④】</li> <li>※設置されたモジュール（太陽光パネル）の枚数が確認できること</li> <li>・パワーコンディショナが設置されたことが確認できる写真【見本⑤】</li> <li>・パワーコンディショナの品番が確認できる写真【見本⑥】</li> <li>・蓄電システムが設置されたことが確認できる写真【見本⑦】</li> <li>・蓄電システムの品番が確認できる写真【見本⑧】</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;上記5点を全て添付&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄電システムが設置されたことが確認できる写真【見本⑦】</li> <li>・蓄電システムの品番が確認できる写真【見本⑧】</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;上記2点を両方添付&gt;</p>

○**その他**

- ・申請書類等は返却しませんので、コピーを取るなど、控えを1部保管してください。
- ・必要に応じて申請内容を確認したり、追加資料の提出を求めたりすることがあります。
- ・QAをよくお読みいただき、それでもなおご不明点等ありましたら6の担当課へお問い合わせください。

## 6 地域振興局担当課（書類の提出先）

住宅の所在する地域	地域振興局・課	書類の提出先	問い合わせ先
佐久市、小諸市、 南佐久郡、北佐久郡	佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒385-8533 佐久市大字跡部 65-1	0267(63)3166
上田市、東御市、 小県郡	上田地域振興局 環境課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	0268(25)7134
岡谷市、諏訪市、 茅野市、諏訪郡	諏訪地域振興局 環境課	〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10	0266(57)2952
伊那市、駒ヶ根市、 上伊那郡	上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒396-8666 伊那市荒井 3497	0265(76)6817
飯田市、下伊那郡	南信州地域振興局 環境課	〒395-0034 飯田市追手町 2-678	0265(53)0434
木曽郡	木曽地域振興局 総務管理・環境課	〒397-8550 木曽郡木曽町福島 2757-1	0264(25)2234
松本市、塩尻市、 安曇野市、東筑摩郡	松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	0263(40)1941
大町市、北安曇郡	北アルプス地域振興局 総務管理・環境課	〒398-8602 大町市大字大町 1058-2	0261(23)6563
長野市、須坂市、 千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡	長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1	026(234)9590
中野市、飯山市、 下高井郡、下水内郡	北信地域振興局 環境課	〒383-8515 中野市大字壁田 955	0269(23)0202